長野、昭46不７、昭47．８．22

# 命　　令　　書

申立人　　高見沢電機労働組合

被申立人　　株式会社　高見沢電機製作所

## 主　　文

１　被申立人会社は、申立人組合の弱体化を意図して、申立人組合が会社施設を利用して行なう組合会議等へ上部団体、友好団体の役員や構成員を導入することを禁止してはならない。

２　被申立人会社は、昭和46年11月９日行なった申立人組合執行委員長Ａ１に対するけん責処分を取り消さなければならない。

３　申立人のその余の申立ては棄却する。

## 理　　由

第１　認定した事実

１　当事者

⑴　申立人高見沢電機労働組合（以下「組合」という。）は、株式会社高見沢電機製作所信州工場の従業員をもって結成された労働組合であり、本件申立当時組合員514名で佐久地区労働組合評議会に加盟している。

⑵　被申立人株式会社高見沢電機製作所（以下「会社」という。）は、肩書地に本社を置き、佐久市、横浜市に工場を、大阪市、名古屋市に営業所を設け、資本金３億円、従業員約1,000名をもって通信機器等の製造を営んでいる。

２　本件申立てに至るまでの労使関係

会社は、昭和45年３月期の決算で大幅な赤字をだしたため、その再建策として富士通株式会社から１億円の融資を受け、同年10月代表取締役にＢ１が新たに就任した。それ以降、労使間に主として次のような紛争がある。

⑴　労働協約の失効

昭和46年２月19日、組合および会社は労働協約（以下「協約」という。）の改定申入れを行ない、新協約の締結について交渉を重ねたが合意に達しなかったため、同年３月20日、協約の有効期間は満了した。その後、協約の規定による２か月の暫定効力期間中にも当事者間で合意に達しなかったため、同年５月20日、協約は失効した。

⑵　不当労働行為の救済申立て

昭和46年４月３日、組合は会社を相手方として当委員会に、①争議行為を理由として団体交渉を拒否したこと、②従来慣行を破り組合活動のための会社施設の利用を禁止したり著しい制限をしたこと、③従来慣行を破り、組合役員の時間内組合活動の禁止をしたこと等の救済を内容とする不当労働行為の救済申立てを行なった。

同年６月11日、組合と会社との間で、①過去のトラブルは和解する、②組合は会社が危急存亡の時期に際会している事実を認識し労使一体となって再建に立ち上がる、③労使は共に信頼関係を高め良き労使慣行を確立するための努力は惜しまない、④組合活動はすべて所定時間外に行なう（ただし、団体交渉、苦情調査および処理等会社の許可を得たものを除く。）等の内容で自主和解が成立して、同年６月17日、組合は本件申立てを取り下げた。

（上記は、長地労委昭和46年不第１号事件において顕著な事実である。）

⑶　組合費チェックオフ分からのビラ撤去費用の差引き

昭和46年春闘の際に組合が会社施設に貼付したビラについて、会社は組合に対して、同年４月22日以降数回にわたって施設管理権を侵害しないように警告するとともに、ビラの撤去を要求し、組合が撤去しないならば会社で行ない撤去費用を請求する旨通告した。その後、会社はビラを撤去しその費用として金3,450円の請求を行ない、組

合がこの費用を支払わない場合は７月分賃金よりチュックオフした組合費から差し引く旨を通告したが、組合が支払わなかったところから、同年７月28日、前記金額を差し引いた。

⑷　組合費のチェックオフの中止

組合と会社は、昭和33年７月１日協定を締結し、会社は組合費のチェックオフを行なってきたが、昭和46年８月20日、組合が同年８月分の明細を提出したところ、会社は、組合を脱退した一部の者から申出があるためこの状態では組合費のチェックオフはできない旨通告してきた。組合は申し出た者を除く他の組合員についてチェックオフを行なうよう要求したが、会社はこれを拒否して同年８月以降組合費のチェックオフを行なっていない。

３　組合脱退者の続出

組合からの脱退者は、昭和46年７月30日から同年８月31日にかけて38名、同年９月107名、同年10月10名、同年11月26名、同年12月140名と続出し、結局、前期間を通じ計321名となった。

４　上部団体、友好団体の役員等の会社施設内への導入について

⑴　本件以前の状況

ア　本件以前組合が行なった上部団体、友好団体の役員等（以下「部外者」という。）の会社施設内への導入については、次のような事実があった。

| 導入時期（頃） | 導入された者等 | 導入場所 |
|---|---|---|
| 41年４月～<br>41年８月 | 大興電機オルグ | 中込工場会議室<br>（現在の機械工場食堂） |
| 43年３月～<br>43年５月 | 蝶矢シャツオルグ | 中込工場会議室<br>（現在の機械工場食堂） |
| 44年 | 全国金属労働組合東京地方本部<br>オルグ　約40名 | 機械工場食堂および生産現場 |
| 同年３月 | 公職選挙にかかわる政党の役員 | 社内 |

| | | |
|---|---|---|
| 45年６月 | 小宮山鉄工　オルグ　２名 | 社内 |
| 同年12月 | 公職選挙にかかわる政党の役員 | 機械工場食堂 |
| 随時 | 学習会、労山のサークル活動 | 社内 |
| 不明 | 五社労共闘の工場見学 | 社内 |

イ　組合が、上記の部外者を導入することによって、盗難、火災等の事故が発生したこと、機密が漏洩したこと、業務に支障をきたしたことはいずれもなかった。

ウ　会社の就業規則には「従業員以外の者を社内に導入する場合は会社の許可を得ること」と規定されているが、組合はこの規定を必ずしも遵守せず、会社もまた部外者導入につき厳格な取扱いをせず、両者の間には何ら争いもなかった。

⑵　昭和46年９月15日の状況

ア　組合は、９月13日の執行委員会で、組合脱退者の激増に対処するため、９月15日代議員会を開くこと､その席へ組織分裂に経験のある外部の者を招くことを決定し、翌14日佐久地区労働組合評議会（以下「地区評」という。）、長野県労働組合評議会（以下「県評」という。）にそれぞれ人選を依頼したところ、９月15日の朝、県評の賃金専門委員である松本電鉄労働組合のＣ１書記長（以下「Ｃ１書記長」という。）を派遣する旨回答を得た。

イ　同日午後１時30分頃、組合のＡ２書記長（以下「Ａ２書記長」という。）は、会社のＢ２労務係長（以下「Ｂ２係長」という。）に「今日の代議員会に県評と地区評の者を導入するので承知してほしい」旨電話で申し入れた。

これに対し、Ｂ２係長は「会社は業務に関係のない部外者は原則として会社内へ入れないという方針であり、部外者導入は許可できない、部外者が加わる会議には食堂を貸すこともできない」旨回答して導入を認めなかった。

ウ　Ａ２書記長は、Ｂ２係長が導入を認めなかったため、同様の内容で会社のＢ３総務課長（以下「Ｂ３課長」という。）に交渉をもったが、同課長は「盗難その他の事故防止、機密漏洩の問題もあるので部外者の導入は認めない、部外者の導入が必要

であるなら外部でやってほしい」旨主張して導入を認めなかった。

エ　そこで、この事態を収拾するため、組合側からＡ１執行委員長（以下「Ａ１委員長」という。）、Ａ２書記長、会社側からＢ３課長、Ｂ２係長が出席して折衝を行なった。

この折衝で、会社側は前記主張を繰り返したほか「今後できるだけ導入しないと約束するならば今回に限り認めてよい」旨主張したが、組合がこれに応じなかったので物別れに終った。

オ　同日午後４時頃、会社は、組合が提出した機械工場食堂（以下「食堂」という。）の借用願に対して、①部外者を入れないこと、②あとかたづけを完全にすることという条件を付して使用を認めた。

カ　組合は、Ｃ１書記長を、同日午後５時50分頃から同日午後８時40分頃まで、組合代議員会会場である食堂へ導入した。

キ　食堂は隣接の作業室、倉庫等とは壁で完全に仕切られており、屋外通路から直接出入りができるようになっている。

⑶　昭和46年10月15日の状況

ア　組合は、10月11日の執行委員会で会社の組織攻撃に対処するため、10月15日に代議員会を開くこと、その席で県評のＣ２事務局長（以下「Ｃ２事務局長」という。）の指導を受けることを決定し、翌12日県評へ連絡した。

イ　10月15日の朝、Ｂ３課長は、組合が配付した機関紙「おはよう」でその日の代議員会にＣ２事務局長が来ることを知ったので、Ａ２書記長に９月15日の例もあるので部外者の工場建物内への導入は許可できないと連絡した。

ウ　同日午前10時30分頃、組合は、会社にＣ２事務局長の食堂への導入許可を文書で申し入れた。

これに対し、会社は、部外者の導入は認めないこと、および無許可で部外者を導入することがないようにと文書で回答した。

エ　同日昼頃、Ａ２書記長は、Ｂ３課長に「部外者導入を認めてほしい、認めない理

由は何か」と質したところ、同課長は、９月15日と同じ理由をあげて導入を認めなかった。

オ　同日午後、会社は、組合が提出した食堂の借用願に対して、部外者導入の場合は許可できないという条件を付して使用を認めた。

カ　同日午後5時14分、Ｃ２事務局長は、会社守衛所において入門手続をとり組合事務所へ行った。

キ　同日午後5時30分頃、Ｂ３課長は、Ａ２書記長に対し、食堂でMGＢリレーの開梱およびサンプリングの作業もあるので、部外者導入は絶対しないようにと申し入れた。

ク　組合は、Ｃ２事務局長を、同日午後５時50分頃から同日午後８時45分頃まで、組合代議員会会場である食堂へ導入した。

ケ　会社は、食堂において、同日午後５時30分頃から同日午後６時30分頃まで、会社の管理職12名を集めてアメリカのゼネラルエレクトリック社から不良品として返品されていたMGＢリレーの開梱作業を行なった。

コ　組合は、会社が作業を行なっている食堂で、Ｃ２事務局長を交えて代議員会を開催したが、その時点においては組合と会社との間にトラブルが生ぜず、また、会社は組合に対し代議員会会場を他に変更するようにとの申入れも行なわなかった。

５　執行委員長Ａ１のけん責処分について

⑴　昭和46年11月８日午後５時30分頃、Ｂ２係長は、Ａ２書記長に「会社の許可なく２回にわたり部外者を導入したＡ１委員長の責任を追求して、明日午前11時から賞罰審査委員会を開く、Ａ１委員長は審査される当人なのでこれを除いた他の組合委員４名をだして欲しい」旨申し入れた。

⑵　同月９日、会社はＡ１委員長を委員に加えることはできないがその言分は聞くとの態度を示したので、同委員長は、同日午前11時30分頃から約30分間、Ｂ３課長に組合の部外者導入の事情について意見を述べた。

⑶　同月９日午後５時15分頃から約20分間、会社は、組合委員全員の欠席のまま、Ｂ４

工場長ら会社委員４名で賞罰審査委員会を開き、ＭＡＲ係Ａ１が、昭和46年９月15日、同年10月15日と２回にわたり会社の許可なく部外者を食堂に導入したことは、就業規則第10条第３号（従業員以外の者を社内に導入する場合は許可を得ること）に違反するので、同規則第85条第１号（服務規律に違反したこと）により、同規則第84条第１号（けん責－将来を戒めること）の処分にすると決定した。

⑷　同月10日、会社は、会社の係長級以上の者と組合に配付している「管理情報」に賞罰審査委員会の経過と処分の内容を掲載し、会社掲示板２か所に同日から同年12月末日頃まで、Ａ１を懲戒処分に該当するとしてけん責処分にした旨の掲示を行なった。

⑸　同月12日、組合は会社に対して、Ａ１委員長のけん責処分は不当であると抗議を行ない、同月23日、このことについて団体交渉を行なったが、交渉は進展しなかった。

第２　判断

１　部外者導入について

⑴　会社は、昭和46年９月15日、同年10月15日の組合の部外者導入を認めなかったのは、品質管理上の問題、機密漏洩の防止、盗難その他の事故防止のためであって、特に会社の主製品であるリレーは微小なじんあいをもきらうので、これを未然に防止するため品質管理上要請されるべき当然の措置である等合理的な拒否理由があり、組合の弱体化をねらったものではないと主張する。

一般に、会社の施設管理権と労働組合の団結権とは、それぞれ固有の権利であり、その調和をはからなければならないものであるが、労働組合にとって上部団体あるいは友好団体と指導、支援等の関係をもつことは組合活動として必要不可欠なことであり、また、企業内組合は、その企業の従業員をもって組織されてきているところから、組合活動の場も必然的に会社施設を中心にして行なわざるをえない実情にある。従って、会社に施設管理権があるといえども、組合活動を不当に侵害するような形で会社施設の利用を認めないことは真に団結権を保障したことにはならないのであって、会社が、具体的、合理的理由なく、組合に対し組合活動のため部外者を会社施設内へ導入するのを拒否することは、この活動に対する支配介入になるというそしりはまぬが

れない。

以上の一般的判断にたって、会社が部外者導入を認めなかった理由についてみるに

ア　まず、品質管理上の問題について、前記認定した事実４の⑵、⑶から判断するに、組合が導入許可の申入れを行なった場所は、直接作業に関係のない食堂であって、隣接の作業室、倉庫等とは壁で完全に仕切られており、品質管理上障害をおよぼすような構造となっておらず、ましてやそのような場所に部外者の１人ないし２人を導入したとしても直ちにじんあいにより品質管理上重大な影響をおよぼすものとは認められないので、会社の主張は首肯しがたい。

イ　次に、会社の主張する機密漏洩の防止および盗難その他の事故防止について、前記認定した事実４の⑵、⑶から判断するに、組合が導入許可の申入れを行なった場所は、前記アのとおりの食堂であって生産現場とは隔絶されており、隣接の作業室等を見通すことができないような構造になっているので、部外者の導入がなされたとしても、これをもって直ちに機密が漏れたり、そのおそれがあるとは考えられず、また、組合員が多数集まっている代議員会で、招かれた上部団体の幹部が会社に障害をおよぼすべき盗難その他の事故を起こしたり、そのおそれのある行動にでることも考えられず、さらに、前記認定した事実４の⑴のとおり、従来しばしば組合が部外者を導入したことによって、機密の漏洩、盗難その他の事故が発生したことがなかったこと等を考え合わせると、会社の主張は認めがたい。

⑵　さらに、会社は、同年10月15日は食堂においてＭＧＢリレーの開梱およびサンプリングの作業（以下「作業」という。）を予定していたので、機密漏洩の防止、信用保持から部外者導入を認めなかったが、組合が会社の許可条件に反してＣ２事務局長を導入し代議員会を開いたため、前記理由と場所が狭隘となったことで作業を途中で中止せざるを得なかったと主張する。

ア　まず、作業の必要性について、前記認定した事実４の⑶から判断するに、会社は、組合がＣ２事務局長を導入しようと許可の申入れをした際、作業を理由に拒否しないで他の理由をあげて拒否しており、しかも、代議員会を開く直前になって突如と

して作業を行なう旨を伝えてきたこと、また、会社は、組合の食堂借用願に対しこれを認めておきながら、場所が狭隘であることを理由に作業を中止したこと、さらに、会社は、組合が同事務局長を食堂へ導入した時点において、これを制止し、あるいは、その会場を他に変更させるための組合に対する折衝等必要な処置を講ずることなく約１時間で作業を中止したこと等、以上の経緯から考え合わせれば、作業の必要性があったとは認めがたい。

イ　また、会社は、機密漏洩の防止および信用保持から導入を認めなかったと主張する。

思うに激動する経済下における企業の経営は極めてきびしいものがあり、特に企業競争の激しい中にあっては当然その機密漏洩の防止、信用保持に細心の配意を払い、健全な経営の遂行に努めることは理解できる。

しかし、組合が導入しようとしたＣ２事務局長は、上部団体の幹部であり、県評事務局長としての職にあることから、組合の危機打開の指導を目的として行動する際、いやしくもその会社の機密に関心をよせ、また、これを知り得てその信用を失墜させるような言動におよぶことはあり得ないと考えられる。また、会社と何ら関係のない同事務局長が単に作業を見たというだけで、その間の事情がわかるとは考えられず、さらに、会社は、当日同事務局長が守衛所で入門手続きを済ませており、従来の経過から推測しても当然開かれるべき代議員会会場に導入されることが予測できたにもかかわらず、あえて機密漏洩、信用保持の防護措置を何ら講じなかったこと等を合わせ考えるに会社の主張は当を得ない。

以上ア、イから会社の作業はあえて部外者導入を拒否した理由を正当化するため行なったものと推認せざるを得ない。

⑶　なお、組合は、会社が部外者導入を認めなかったのは従来慣行の無視であると主張し、会社は、これを認めたのは昭和44年の全国金属労働組合東京地方本部オルグの導入だけであると主張する。

これについてみるに、前記認定した事実４の⑴のとおり、従来、組合が部外者を導

入する際、必ずしも許可を得ていなかった経過が認められ、会社もまた部外者導入につき厳格な取扱いをせず、また、これによって両者の間に争いもなかった事実にかんがみ、部外者導入につき、組合が主張するような慣行が確立していたか否かはしばらくおいても、前記のとおり部外者導入によって、特に問題が発生したことがないことから、これを理由に部外者の導入を認めないのは妥当でないといわざるを得ない。

よって、会社が主張する理由にはいずれも合理性がなく、会社が部外者導入を認めなかったことは、前記第１の２で認定した当時の労使関係の事実とを総合すると、組合の弱体化を意図したものと判断せざるを得ない。

２　執行委員長Ａ１のけん責処分について

会社は、組合が昭和46年９月15日、同年10月15日と２回にわたり会社に無許可で部外者を食堂に導入したことは、違法、不当な行為であって、組合の責任者であるＡ１を就業規則に違反するものとしてけん責処分にしたことは正当であり、Ａ１はこの処分によって昇給、賞与等で何ら不利益を受けないと主張する。

しかし、前記判断１のとおり、会社が組合の部外者導入を認めなかった理由にはいずれも合理性がなかったのであるから、会社が、食堂使用の許可条件に反して上部団体の役員を２回にわたり食堂に導入した組合の行為をとらえて、執行委員長Ａ１をけん責処分にしたことは不当であり、Ａ１はこの処分によって金銭的に不利益を受けないといっても、会社の就業規則による懲戒処分であることから不利益扱いであると判断する。

３　組合は、主文救済命令のほか、誓約書の手交および掲示を求めているが主文命令で十分であると考える。

第３　法律上の根拠

上記第２の１は、労働組合法第７条第３号に、また、第２の２は、労働組合法第７条第１号に該当する不当労働行為である。

よって､労働組合法第27条および労働委員会規則第43条により主文のとおり命令する。

昭和47年８月22日

長野県地方労働委員会

会長　丸　山　　衛